

令和 2 年 1 1 月 3 0 日
神戸税関業務部首席関税鑑査官

関係者各位

お 知 ら せ

「分類例規」及び「輸出統計品目表及び輸入統計品目表」の一部改正について

令和 2 年 1 0 月 3 0 日付財関第 966 号及び令和 2 年財務省告示第 258 号により、「分類例規」及び「輸出統計品目表及び輸入統計品目表」の一部が改正され、令和 3 年 1 月 1 日から適用されることとなりましたので、お知らせします。

改正内容は、税関ホームページ〔<http://www.customs.go.jp>〕新着情報（10 月 30 日）に掲載しておりますのでご確認下さい。

本件に関する照会先

業務部首席関税鑑査官

TEL 078-333-3118

FAX 078-333-3147

e-mail: kobe-bunrui@customs.go.jp